

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 業 務 名 佐賀揚水機場浄化槽保守業務
- 2 業 務 場 所 佐賀県三養基郡みやき町大字江口3147-7
独立行政法人水資源機構 佐賀揚水機場
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日から令和7年9月30日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 特になし。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
 - 3) 見 積 書 提出期限 **令和7年6月23日 11時** まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 経理課 鶴川
FAX 0942-26-1525
総務課 電子メール nyukei_chikugokaryu@water.go.jp
 - 5) 質 問 書 提出期限 **令和7年6月13日 11時** まで
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は、**令和7年6月24日 11時** までとします。
 - 6) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

1. 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所が施行する佐賀揚水機場浄化槽保守業務(以下「本業務」という。)に適用する。

2. 概 要

本業務は、佐賀揚水機場に設置している浄化槽の正常な機能を維持するための保守業務を行うものである。

1) 履行場所

佐賀県三養基郡みやき町大字江口3147-7 独立行政法人水資源機構 佐賀揚水機場

2) 履行期間

(1) 契約締結の翌日から令和7年9月30日まで

(2) 業務を履行するにあたっての日時は契約締結後、担当職員と日程調整のうえ、実施するものとする。

3) 浄化槽設備の概要

本業務を行う対象設備は以下のとおりとする。

項目	佐賀揚水機場
処理方式	嫌気ろ床接触ばっ気方式
処理対象人員	8人
型式	LP-8
製造メーカー	フジクリーン工業

4) 施行内容

(1) 浄化槽法施行規則第6条第2項、第4項に基づく保守点検及び報告(上半期に1回(7月に実施))

(2) 残留塩素濃度の測定及び消毒剤の補充(年1回(7月に実施))

(3) 付属機器の点検調整(随時)

- ・ブロワー、吸気ストレーナーの清掃
- ・ブロワーポンプ等の点検

※実施月は目安であり、変更する場合がある。

3. 異常発見時等の対応

- 1) 受注者は、点検の結果、不良・不具合と判断される項目及び改善を推奨する項目については、担当職員に速やかに報告するものとする。
- 2) 不良・不具合箇所のうち、軽微なものについては担当職員と協議のうえ、補修、修理等の作業を追加する場合がある。この場合、追加業務は設計変更の対象とする。
- 3) 本業務の履行期間中、点検作業時以外で業務対象設備の故障や誤作動が発生した場合、担当職員と協議のうえ業務の追加を要請する場合がある。この場合、追加した業務は設計変更の対象とする。
- 4) 機構又は受注者は、設計図書の内容に変更が生じた場合、機構と受注者の協議のうえ、設計図書の内容変更及び請負代金額の変更を行うことができるものとする。

4. 一般事項

1) 提出書類

契約締結後、速やかに作業計画書(様式不問)を担当職員に提出しなければならない。

また、業務完了後、その都度速やかに以下の書類を担当職員に提出しなければならない。

- ・ 保守業務報告書
- ・ その他担当職員が指示したもの

2) 安全管理

(1) 作業場の整理整頓を行うとともに、必要と思われる箇所については、第三者に対して安全な措置を行うものとする。

(2) 本業務にあたっては、構造物を損傷あるいは汚さないように万全な措置を行うものとする。

3) 官公庁の手続等

本業務において、必要な官公庁への手続き及び届出等は原則として受注者において迅速に処理するものとする。

5. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、担当職員と協議して定めるものとする。

以 上

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$

$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$

$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年6月10日に交付された佐賀揚水機場浄化槽保守業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

FAX番号：

電子メール：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。